

## 久喜宮代衛生組合自動販売機設置事業者募集要項

久喜宮代衛生組合（以下「衛生組合」という。）では、所有施設に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、総合的評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と衛生組合所有財産賃貸借契約を締結します。自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書をよく御確認いただき、内容を御承知の上御参加ください。

### 1 目的

所有財産の有効活用を図り、衛生組合の自主財源の確保及び設置事業者選定手続の公平性や透明性を高める。

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 埼玉県暴力団排除条例（平成23年条例第39号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (3) 法人にあつては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては埼玉県内で事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (5) 国又は地方公共団体（地方職員共済組合等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約等を、過去2年の間に数回（数か所）以上すべて誠実に履行していること。
- (6) 県税、市税、町税を滞納していないこと。（該当がある場合のみ）
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。衛生組合建設工事選定基準第3条及び構成市町により一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

### 3 募集内容

- (1) 自動販売機を設置するための衛生組合所有財産の賃貸借

(2) 貸付場所及び面積(設置台数)

別添仕様書1のとおり。

(3) 貸付期間

別添仕様書2のとおり。

(4) 貸付条件等

別添仕様書3から11のとおり。

(5) 注意事項

参考データ

no	場 所	内 訳	働く人の数	1日平均来客数	計
1	事務所 2F	事務職員(再任用職員等含む。)	22	10	32
2	事務所 1F	現業職(再任用職員等含む。)	13		13
3	料金センター	委託業者	3		3
4	焼却施設	委託業者	6		6
5	台貫	委託業者	1		1
6	粗大施設	シルバー人材センター	10		10
7	事業系・家庭系 (一般持込み)	久喜		19	11
8	事業系・家庭系 (一般持込み)	宮代		9	5
9	粗大	久喜・宮代		29	29
10	動物	久喜・宮代		1	1
11	し尿	久喜・宮代		11	11
合 計			55	79	134

平成27年度の売上本数

12,829本/5台

#### 4 応募手続

(1) 参加申込み

参加を希望する者は、参加申込書等(ウに掲げる書類)を提出しなければならない。

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出期間

平成29年1月12日(木)から1月18日(水)までの日の午前9時から午後

4時までの間（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

イ 提出場所

久喜宮代衛生組合総務課庶務係

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸 1 2 7 6 - 1

電話：0480-34-2042

ウ 提出書類

- |                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ① 参加申込書（様式第1号）                       | 1部 |
| ② 賃貸借料提案書（様式第2号）                     | 1部 |
| ③ 自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）               | 1部 |
| ④ 設置する自動販売機のカタログ                     | 1部 |
| ⑤ 商業登記簿                              | 1部 |
| ⑥ 自動販売機の設置業務実績（主なもの）                 | 1部 |
| ⑦ 納税証明書（県税、久喜市税、宮代町税 ※該当がある<br>場合のみ） | 1部 |
| ⑧ 位置図                                | 1部 |

注1 法人の場合は代表印とすること。

ただし、登録手続の際、代理人を定める委任状を提出している場合、又は代表印と異なる印を使用する申請をしている場合は、その使用する印鑑とする。

注2 賃貸借料提案書（様式第2号）は、封筒に入れた後、封筒の継目部分に割印（担当者印で可）し、提出のこと。

注3 設置する自動販売機が特定できるようカタログに明記しておくこと。

(2) 提出方法

提出期限内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参すること。（電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。）

(3) 賃貸借料提案書（様式第2号）に記載する金額

記載する金額は、年額とし、消費税を含めない金額とする。

5 提出書類に関する説明

選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をしなければならない。

6 設置予定事業者の決定方法等

(1) 設置予定事業者の決定方法

次に掲げる各要件のいずれにも該当する応募者のうち、内容点及び価格点の合計点数（以下「総得点」という。）の最も高い者を設置予定事業者とする。

ア 賃貸借料提案書（様式第2号）に記載する金額は、当衛生組合行政財産使用

料実績（平成27年度分 3,600円）以上であること。

イ 自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）（以下「提案書」という。）の各提案内容が、すべて記載されていること。

なお、該当なしの場合はその旨を記載のこと。

(2) 具体的選定方法

設置予定事業者は、「総得点」の最も高い者とする。

(3) 総得点の算定方法

$$\text{総得点} = \text{内容点} + \text{価格点}$$

評価項目及び評価点

		評価項目	評価の視点	配点
内容点	1	利用者貢献度	場内の働く人や来客に対して十分なサービスの提供ができるか	20点
	2	自動販売機機能	省エネルギー性能など付加機能	10点
	小 計 点			30点
価格点		提案価格	提案賃貸借料に基づき算定	70点
総 得 点				100点

※ 内容点及び価格点の算出に当たっては、小数点第1位までを有効とし、小数点第2位で四捨五入する。

※ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を設置予定事業者とする。また、総得点の最も高い2者以上の者の内容点が同点の場合は、内容点が同点の者のくじ引きで設置予定事業者を決定する。

(4) 審査の方法

本件に係る落札者を決定するに当たり、提案書等を公正に審査し、設置予定事業者の優先順位を審議するため、「久喜宮代衛生組合自動販売機設置事業者選定委員会」を設置する。

(5) 設置予定事業者の決定時期

選定は、平成29年1月下旬に行う予定である。

(6) 選定結果の通知

平成29年1月31日（火）以降、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

#### (7) 設置予定事業者決定の例外

設置予定事業者の決定時期において資格要件を満たしていない者は、設置予定事業者としない。

また、総得点の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合は、その者から、事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とする。

#### (8) 設置予定事業者等の公表について

設置予定事業者を決定したときは、次の事項について、久喜宮代衛生組合ホームページに掲載するものとする。

- ・ 公募自動販売機数
- ・ 公募参加者数
- ・ 設置事業者決定日
- ・ 各設置事業者名
- ・ 各設置事業者の総合評価得点（総得点）

### 7 無効な応募等

#### (1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 不正行為による応募

イ 貸貸借料提案書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明瞭なとき

ウ 貸貸借料提案書の記名押印を欠くもの及び金額を訂正したもの

エ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの

オ その他募集に関する規定等に違反した応募

#### (2) その他

ア 提出書類は、提出期限を過ぎた後は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。ただし、久喜宮代衛生組合総務課から補正を求められた場合は、この限りではない。

イ 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認める時は、選定時期を延期し、又は取り止めることがある。

### 8 契約

#### (1) 別添契約書のとおりとする。

#### (2) 設置予定事業者は平成29年2月3日（金）までに、契約書に記名押印のうえ衛生組合に提出し、衛生組合と財産貸借借契約を締結する。

なお、貸付が土地の場合は、契約金額によっては印紙を貼付することになるが、

印紙代は設置予定事業者の負担とする。

## 9 設置予定事業者の決定取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。

ア 8(2)に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき

イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき

ウ 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき

エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと本組合が判断したとき

(2) (1)により、設置予定事業者の決定を取り消したとき及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、久喜宮代衛生組合自動販売機設置事業者選定委員会の審査において次点の者と随意契約交渉を行う。(予定価格以上の者)

## 10 説明会の開催

開催日時 平成28年12月12日(月) 10時から

場 所 久喜宮代衛生組合 久喜宮代清掃センター大会議室

## 11 質問方法

自動販売機設置事業者募集要綱等に対する質問方法等は次による。

### (1) 質問の方法

質問は、平成28年12月12日(月)から平成28年12月16日(金)午後4時までに質問書(様式第4号)の様式を使用し、原則として電子メール(又はFAX)により、下記13に示すメールアドレス宛に提出する。

(注意) 質問は必要最小限とすること。

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

### (2) 質問への回答

設置に関わる共通事項については組合HPにおいて回答しますが、各社独自の提案に関わる質問については質問いただいた会社にものみ回答します。

## 12 その他

(1) 本書に定めがない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、及び久喜宮代衛生組合契約規則の定めるところによる。

(2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置並びに現に受けている行政財産

使用許可の取消及び今後の衛生組合財産賃貸借契約の解除を行うことがある。

### 13 問い合わせ先

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸1276-1

久喜宮代衛生組合総務課庶務係（青柳、靱山）

TEL 0480-34-2042

FAX 0480-32-5361

E-mail [soumu@crt-kuki.miyashiro.saitama.jp](mailto:soumu@crt-kuki.miyashiro.saitama.jp)